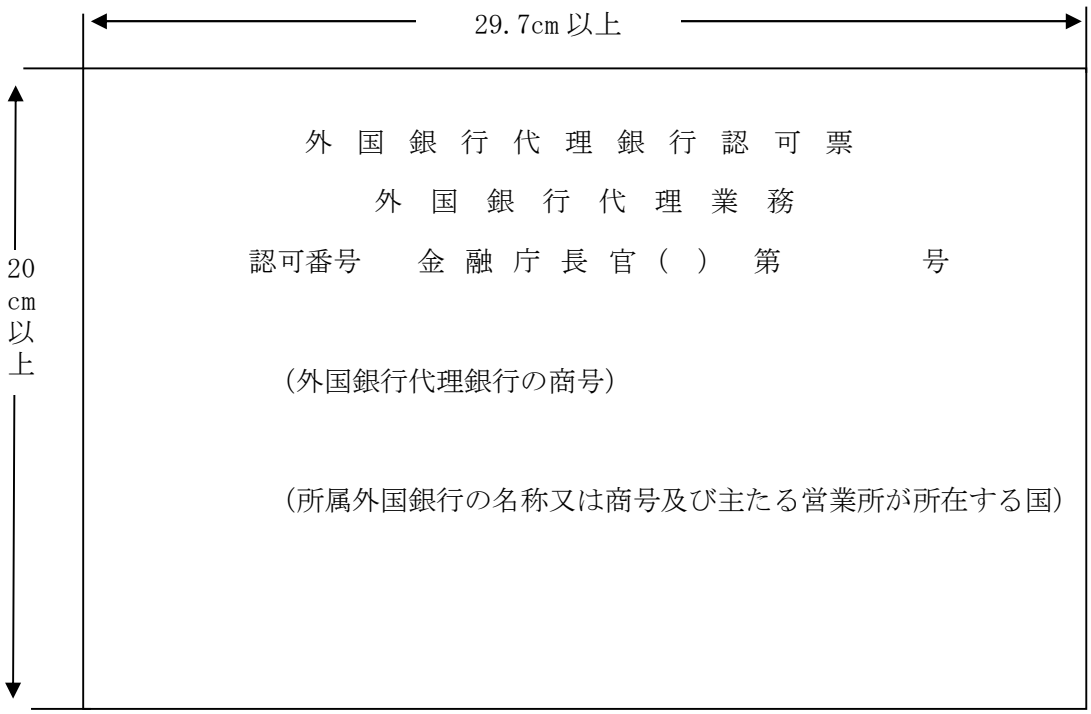
別紙様式第 10 号の２（第 34 条の２の 35 関係）



（記載上の注意）

１　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第 52 条の２第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

２　銀行法第 52 条の２第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務（同条第１項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営む場合にあつては、認可番号に代えて、同条第２項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営む者である旨を表示すること。